

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（一般枠）

Q & A （公募要領 P13～20）

（１）全般的事項

◆ 粗利を比較する、基準期間と対象期間について知りたい。（2026.6.1追記）

対象期間・・・令和6年4月以降の連続する任意の3か月（但し、申請月の前月まで）

基準期間・・・令和4年4月以降の対象期間と同じ3か月（但し、申請月の前年前月まで）
のことをいいます。

≪粗利の比較≫ 例：対象期間として令和7年9月から11月を選択した場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
R4年									基準期間				※いずれかを選択
R5年			基準期間						基準期間				
R6年			基準期間						基準期間				
R7年			基準期間						対象期間				
R8年			対象期間			申請							

※ 申請日の前月まで対象期間として選択することが可能。

◆ 交付決定前に発注したものの経費は助成対象となるか。

対象となりません。交付決定後に発注してください。

◆ 見積書の日付、記載について知りたい。（2026.7.7追記）

見積書の日付は申請日以前のものを提出してください。また、有効期限は第2－1号様式に記載した事業開始の予定日時点で有効な日付のものを提出してください。

見積書の記載は、実施後の確認ができる程度に詳細な記載が必要です。また、値引きが行われる場合、見積書への記載が必要です。交付決定後に見積もり業者から値引きが行われる場合は変更申請が必要となりますので、必ずご連絡ください。

◆ 助成対象期間（令和9年1月7日（木）まで）終了後に参加する展示会等の費用を助成計画期間内に前払いしたものは対象となるか。

対象となりません。助成事業期間中に支払いが終わっていても、まだ実施していない取組は対象となりません。

◆ **個人事業主であり、事業用に手書きから電子化に向けてパソコンを導入したいが、整備するパソコンは事業以外に個人用としても兼用したい。助成金の対象となるか。**

助成金で購入・導入した機器やシステムは、助成事業目的の範囲内に限り、使用できるものであるため、目的外使用は認められません。エアコンやPC、スマートフォン、カメラ等の汎用品（事業用以外にも容易に転用できるもの）においても、事業専用に整備するものを原則とします。ただし、自宅兼事務所での使用など、外形的に事業用と私的利用を完全に区別できない場合は、両者の使用率（事業用とそれ以外）を明らかにしていただき（様式自由）、助成対象部分を算定してください。事業用部分のみを助成対象とします。

◆ **消耗品は助成金の対象となるか。**

誘客イベント用の資材類、粗品景品代、開発用の資材類等、助成対象事業の取組について、新たな取組として必要となる消耗品は、助成対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の資材類や既存店舗の既存事業に係る消耗品は、既存の取組に要する経費の振替計上となるため、対象外となります。

◆ **人件費は助成金の対象となるか。**

役員への報酬や、従業員への人件費は助成金の対象になりません。

◆ **固定費は助成金の対象となるか。**

開発用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、電気代や、新規出店する店舗やイベント用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、光熱費等、新商品・新サービス開発、事業拡大・販路開拓に関して、新たな取組として必要となる固定費は助成対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の固定費や既存店舗の賃料等は、既存の取組に要する経費の振替計上となるため、対象外となります。

◆ **個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。**

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆ **オークション品は対象となるのか。**

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆ **中古品は対象となるのか。**

対象となりますが、見積書の写し等、所要金額が分かる根拠書類が必要です。

◆ **導入した機械等のリース料は対象となるか。**

助成対象期間内に係るものについては、対象となります。

◆ **助成対象経費の対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。**

対象外と対象内の経費が明確に区分できる場合は、助成対象経費として対象となります。工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて案分を行い、対象内の経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。

◆ 市外の事業所に設置する設備等は助成対象となるか。

市内経済への波及効果及び雇用創出等の観点から、原則として市内事業所のみを対象とします。

◆ 外部の研修会参加時の宿泊費や日当は助成対象となるか。

対象となります。ただし、宿泊費は申込・支払等の確認できる書類、日当は就業規則等による定めが必要となります（就業規則等の該当箇所を提出してください）。なお、社長（代表者）の日当は対象外です。

◆ 交通費で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか。

グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、助成対象外です。

◆ 飲食の経費を助成対象とすることができるか。

飲食に関する経費は対象外です。

◆ 建物の取得は助成対象となるか。

新增築に要する建設費等の取得費用も助成対象ですが、土地の取得費用は対象外です。

◆ 車両の取得は助成対象となるか。（2026.6.1追記）

車両の取得費用については、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4・6ナンバーで2000cc以下のもの。）は車種を問わず対象としますが、小型貨物自動車でジーゼル機関を用いるものは排気量に関わらず対象としません。

また、営業車等、一般的な社用車については、原則、脱炭素化という観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限ることとします。

◆ 車両の取得費はどこまで助成対象となるか。（2026.6.1追記）

車両本体価格のみを助成対象とします。

◆ タイヤの購入は対象となるか。

タイヤの購入費用は対象外です。

◆ クラウド利用料も助成対象になるか。

対象となります。ただし、助成対象期間内の経費に限ります。

◆ 本事業で購入した設備を売却しても問題ないか。

購入した設備を売却・譲渡等するには、その耐用年数を過ぎるまでは、当財団の承認があらかじめ必要となります。また、財産処分によって得た収入の一部の納付を求める場合があります。その可能性がある場合は、早めに相談してください。

◆ 自社で施工（調達）する場合、どこまでが助成対象となるか。

社外から調達する原価（当該調達品の製造原価等）を助成対象とします。

◆ 同一の代表者又は取締役等が経営するグループ会社へ発注する場合も対象となるか。

まずはグループ会社以外への発注をご検討ください。やむをえず、グループ会社へ発注する場合は、自社調達の場合（上記の回答）に準じて考え、当該グループから調達する原価が助成対象経費として認められる場合に限り、この原価をもって助成対象経費に計上することができます。（助成対象経費から利益部分を除く。）なお、グループ会社以外からも見積もりを取得し、提出してください。

（２）省エネ投資

◆ 対象となる省エネ機器の種類はどのようなものが対象となるか。

エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器等が想定されますが、これら以外にも、導入更新により省エネによるコスト削減効果が見込まれるものであれば、対象となります。

◆ 導入する省エネ機器の省エネ性能に指定はあるか。

導入する機器について、統一省エネラベルの多段階評価点〇点以上や、省エネ基準達成率〇〇%以上というような指定は設けません。助成要件として、導入により省エネ・効率化によるコスト削減が図られることが求められます。

なお、事業者の省エネ診断や、現状・課題分析、対策提案等に係る専門家への依頼・指導経費も助成対象となります。

また、事業実施計画においては、導入前後を比較して省エネによるコスト削減効果を定量的（年間〇〇万円の節電効果が生まれる、燃費が〇L/km から〇L/km に改善され、年間〇〇万円の燃料代が削減されるなど数字で）に示してください。事業者への一定の省エネ効果が認められないものについては、本助成金の趣旨の観点から、助成対象から除く場合もあります。

◆ 省エネ投資のため既存設備を更新する際、既存設備の撤去費も対象となるか。

省エネ投資としての一連の取組として、対象となります。

◆ 太陽光発電パネルの設置は対象となるか。

工場等に設置し自家消費によって電気代の節減を図ろうとする取組であれば、省エネ投資として対象となります。ただし、専ら売電目的で設置する場合は省エネ投資とはいえず、助成対象となりません。

(3) 効率化・高収益化

◆ 対象となる効率化・高収益化のための導入設備の種類はどのようなものが対象となるか。

デジタル化やシステム化など、従来の業務を効率化・適正化し、生産性の向上やコスト削減により、効率化・高収益化が見込まれる機器、設備、システム等の導入を想定しています。

事業実施計画においては、導入前後を比較して、導入によって効率化・高収益化が見込まれることを数字で示してください。

(4) 新商品・新サービス開発

◆ 既存事業の営業に使用する建物・敷地で開発等を行う場合の固定費は助成対象となるか。

助成対象となりません。対象となるのは開発等を実施するにあたって新たな取組として必要となる固定費のみであり、既存事業に要する固定費と明確に区分できる必要があります。

◆ 事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等などに関する費用も対象となるのか。

出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象としています。ただし、助成事業期間中に要した（申込・契約、支払いした）経費のみ対象となりますのでご注意ください。

◆ 大学等との共同研究に係る費用は助成対象となるか。

対象となります。

(5) 売上拡大・経営改善

◆ 新たな事業を行うため、国（又は自治体）から営業許可（又は登録）を取得する必要がある。この場合、国（又は自治体）に支払う申請手数料等は助成対象となるか。

対象となりません。

◆ 売上拡大のためECサイトの運営を始めたい。システム構築費用やランニングコストは対象となるのか。

対象となります。ただし、ランニングコストについては、助成対象期間内にかかったもののみ対象となります。

◆ 新たな事業の宣伝として、SNSにWEB広告を掲載することを検討しているが、対象となるのか。

対象となります。ただし、助成対象期間内に広告が使用・掲載される分のみです。

◆ **売上拡大として、新たに不動産業、物品賃貸業を行うことを考えているが、助成対象となるか。**

財産処分の観点から、貸出しする商品（賃貸物件、貸倉庫、工具備品等）は助成対象とはなりません。

◆ **自社で新規事業の営業を行うための経費（例：旅費費）は助成対象となるか。**

通常の営業活動は助成対象とはなりません。ただし、営業代行料として、外部の専門家に売上拡大を依頼するための経費、不特定多数を対象とした展示会出展等の旅費交通費は助成対象となります。

◆ **広告宣伝費でホームページを作る場合、金額はいくらでも助成対象経費となるか。**

通常、ホームページは企業や新製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻繁に更新されるため、制作費用は原則として、助成対象経費の限度額の範囲内で、全額助成対象経費となります。

◆ **広告宣伝費で看板を作る場合、看板の金額はいくらでも助成対象経費となるか。**

上限は設けませんが、助成事業を実施するために必要最小限の経費であること、助成対象として相応しいこと等について判定し、対象の可否を判断します。

◆ **海外への売上拡大は助成対象となるか。**

対象となります。

◆ **2号店をオープンするにあたり新店舗を借り上げるための、賃料の他、敷金、礼金、保証金も助成対象となるか。**

賃料のみが助成対象となります。

◆ **店舗独自のクーポン発行事業は対象となるか。**

新規顧客獲得・再来店につながる店舗イベント等にかかる経費（来店客への粗品・景品代等）は対象となりますが、クーポン券のような金銭的インセンティブで集客を目指す取組は、今回対象としません。

◆ **来店者記念イベントで配布する粗品として、図書券や商品券は対象となるか。**

換金性の高い金券類は、対象としません。

(6) 人材確保・人材育成

- ◆ 人材紹介事業者を仲介し、雇用を行った場合に支払う成功報酬は対象となるのか。
対象となります。

- ◆ 人材確保、定着のため、休暇制度の新設など、就業規則等の変更等を行う場合、社会保険労務士等に支払う報酬は対象となるのか。
対象となります。

- ◆ 若者の人材確保、定着のため、オフィスのフリーアドレス化、レイアウトの変更、デザイン性の高いフロアへの改装、OAフロア化など、オフィスを改修する場合は対象となるのか。
対象となります。

- ◆ シニアの人材確保、定着のため、職場のバリアフリー化、温水洗浄便座の導入、休憩スペースの確保など、職場環境の改善を行う場合は対象となるのか。
対象となります。

- ◆ 人材確保のため、会社として、民間団体が行う認定制度（例えば、ホワイト企業認定等）を取得するための費用は対象となるのか。
採用活動や従業員の定着など人材確保に資する認定であれば、取得費等は、対象となります。ただし、費用は、助成対象期間内にかかるものののみ対象となります。

- ◆ 人材育成のため会員限定の講演会等に参加する場合、その入会費や年会費も対象となるか。
講演会等へ参加するために新たに組織・団体への入会が必要である場合は対象となりますが、年会費については入会から助成対象期間終了までの期間で案分した額が助成対象となります。

- ◆ 代表者の資格取得のための教材費・受講等は助成対象となるのか。

原則、助成対象外とし、人材育成の対象者は従業員に限ります。ただし、従業員がいない代表者のみの会社や個人事業主である場合、事業計画の取組や今後の事業展開のために必要な資格取得である場合は、代表者の資格取得も対象となります。

- ◆ 従業員の資格取得のための検定料は助成対象となるのか。
今後の事業展開に必要な資格であれば、対象となります。

(7) 実績報告・支払いについて

◆ 助成金はいつ受け取れるか。

助成事業完了後です。実績報告書の提出後、当財団でその内容の確認を行い、助成金額を確定し、支払います。

◆ 助成金の前払い（先払い）してもらえないのか。

前払い（先払い）は行いません。

◆ 経費の支払いは現金払いでもよいか。

経費の支払は、支出状況確認のため銀行振込みに限ります。

◆ 経費の支払い書類はレシートでもよいか。

レシートは認められません。購入店等で領収書を発行してもらってください。